

九州地域農業特定技能協議会運営委員会の設置について

1. 目的

九州地域農業特定技能協議会規約第5条の規定を踏まえ、九州地域農業特定技能協議会（以下「地域協議会」という。）の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うため、九州地域農業特定技能協議会運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）を設置する。

2. 活動内容

- (1) 地域協議会を招集するかどうかの決定
- (2) 地域協議会の構成員に共有する情報の決定
- (3) 情報共有の方法や時期の決定
- (4) 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
- (5) 運営要領の制定・変更その他地域協議会の運営に関する重要事項の決定

3. 構成員

別紙のとおり

4. 事務局

九州農政局経営・事業支援部経営支援課

5. 開催時期等

必要があるときに地域運営委員会を開催（書面開催も可能）し、特に重要な事項を協議する必要がある場合には、地域協議会を招集する。

九州地域農業特定技能協議会運営委員会 構成員

【事業所管官庁】

九州農政局経営・事業支援部
九州農政局生産部
福岡県農林水産部
佐賀県農林水産部
長崎県農林部
熊本県農林水産部
大分県農林水産部
宮崎県農政水産部
鹿児島県農政部

【制度所管官庁】

法務省出入国在留管理庁福岡出入国在留管理局
警察庁九州管区警察局
厚生労働省福岡労働局

【九州地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

福岡県農業法人協会
佐賀県農業法人協会
長崎県農業法人協会
熊本県農業法人協会
大分県農業法人協会
一般社団法人 宮崎県農業法人経営者協会
鹿児島県農業法人協会
福岡県農業協同組合中央会
佐賀県農業協同組合中央会
長崎県農業協同組合中央会
熊本県農業協同組合中央会
大分県農業協同組合中央会
宮崎県農業協同組合中央会
鹿児島県農業協同組合中央会
一般社団法人 福岡県農業会議
一般社団法人 佐賀県農業会議
一般社団法人 長崎県農業会議
一般社団法人 熊本県農業会議
一般社団法人 大分県農業会議
一般社団法人 宮崎県農業会議
一般社団法人 鹿児島県農業会議